

2015年度予算要求98項目を提出 医療・福祉、子育て、教育

2014年12月22日、2015年度予算要求書を厚木市長あてに提出しました。大項目9、個別項目98です。その内容を順次お知らせします。

1. 医療・福祉の充実を

- ①介護保険事業は、市民からの声を十分に聴取し、対象者・家族がより利用しやすいものとする。
- ②要支援1・2については、介護保険制度の事業として実施するよう国に要望すること。また、介護予防についてもきめ細かな対策を講じること。
- ③特別養護老人ホームなど高齢者施設の待機者解消のために、増床等の対策を講じること。
入所者については、要介護1・2も対象とするよう国に要望すること。
- ④介護従事者が専門職として生きがいをもって働けるよう、恒久的な待遇改善を行い、研修を充実させること。従事者の実態をよく把握すること。
- ⑤かなちゃん手形の助成制度については、高齢者のより一層の社会参加を図るため、対象年齢を65歳に引き下げる。
- ⑥いつでも、どこでも、だれでも安心して医療を受けられるよう、国民皆保険制度の継続と医療費の無料化を国に要求すること。
- ⑦年齢による医療差別である後期高齢者医療制度の廃止を、国に求めること。
- ⑧国に対して、難病患者への公費助成のさらなる拡充を図るよう要求すること。

- ⑨厚木市立病院の建設については、引き続き、患者・利用者、および周辺住民への配慮を行うこと。また、事故の無いよう努めること。
- ⑩新病院開設に向け、医療スタッフのみならず、事務職員の充実を図ること。
- ⑪国に対して、国民健康保険事業への国庫負担の拡充を求めること。
- ⑫国民健康保険事業については、広域化ではなく現行制度の存続を求めること。
- ⑬国民健康保険料を引き下げたために、一般会計からの繰り入れを増やすこと。
- ⑭国民健康保険料の減免制度の周知、拡充に努めること。
- ⑮資格証の発行については、世帯の状況を十分に考慮すること。
- ⑯国民健康保険における一部負担金減免制度については周知を徹底し、状況により他制度への紹介を行うこと。
- ⑰心身障害者医療費助成制度の年齢制限を撤廃すること。
- ⑱障害者の雇用拡大を企業に働きかけ、法定雇用率の達成を求め、優良企業の顕彰を行うこと。
厚木市が率先して障害者雇用の模範となるよう努めること。
- ⑲障害者就労施設等からの物品の優先調達目標を引き上げ、達成に向け努めること。物品等の市民向け宣伝、販売機会・場所の拡大な

ど、引き続き市として支援を強めること。

- ⑳歩道上に置かれた自転車・看板などは、通行の妨げになり大変危険であることを周知し、速やかに撤去するよう、見回り・指導を行うこと。
- ㉑障害者の自動車ガソリン助成事業・福祉タクシー事業については利用者の声をよく聞き、改善・拡大すること。
- ㉒生活保護の申請に関しては親身な相談を行い、申請しやすくすること。可能な限り早期の支給を行うこと。また、扶養照会については慎重かつ適正な対応をすること。
- ㉓生活保護受給者の生活実態の把握や相談を充実するために、人員の配置を拡充すること。
- ㉔生活困窮者自立支援制度については実態を把握し、状況に応じ他制度への紹介をすること。
- ㉕高齢者支援事業については、各事業の対象世帯の拡大を図ること。
- ㉖若年層を含めた精神障害者のためのグループホームの設置を推進すること。

2. 少子化対策・

子育て支援の充実を

- ①子ども医療費助成制度を、国の制度とするよう引き続き国に要求すること。
- ②県に対し、小児医療費助成制度の補助率の引き上げ、一部負担金の廃止を引き続き要求すること。
- ③保育所については、施設の増設・拡充や民間施設への助成で、待機児童解消をはかること。入所にあたっては保護者の勤務地など希望に沿うようにすること。
- ④子どもの保育環境改善のため、定員越え保育の解消をはかること。また、国に対して、保育基準引き下げなどの改悪を行わないよう要求すること。
- ⑤保育所の障害児・ゼロ歳児・時間外保育を拡大すること。病児

保育を実施すること。

- ⑥市立保育所については、引き続き公立保育所として存続すること。市立保育所の全園民営化の計画の早期見直しを行うこと。
- ⑦保育士はできる限り正規雇用とすること。
- ⑧「子どもの権利条約」の周知をはかり、子ども育成条例の実効性を高めること。
- ⑨厚木市子ども育成条例にのっとり、育児休業制度を全事業所で実施し、母親だけでなく父親も取得できることを周知すること。民間の実施状況を調査すること。休業中の給与保障を国に求めること。
- ⑩不妊治療費助成事業を拡充すること。
- ⑪不育症治療への支援を行うこと。また、国・県へも支援を要望すること。

3. 子どもと教育の危機を

打開するために

- ①いじめ、不登校などの実態を把握し、早期の解決を図るための体制を確立すること。
- ②教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するために、多忙の実態を把握し、解消する具体的な対策を講じること。
- ③少人数学級を小学校の全学年で実施すること。また、国に対して拡大するよう求めること。
- ④学校図書館の充実をはかり、子どもたちが読書に親しめる環境をつくること。専任・専門・正規の学校司書の配置に努めること。
- ⑤学童保育は一教室当たりの定員を少なくし、希望者が全員入所できるよう拡

充をはかること。

- ⑥小中学校の特別支援教育介助員については、障害特性に合わせて人員を配置し、適切な介助ができるようにすること。
- ⑦特別支援学校の基準をつくるよう国に要望すること。
- ⑧私立高等学校等の学費等のいっそうの負担軽減をはかること。
- ⑨都市計画道路の建設に伴う三田小学校の再整備については、保護者・児童・住民に対して、経過および計画を周知し、住民の不安を払拭すること。また、工事期間中は、通学路の安全を確保し、学習環境に十分配慮すること。
- ⑩教育委員会法の改正に伴う教育委員会制度の改定に当たっては、教育委員会の自主性・自立性を維持すること。